

ほほ笑み通信

令和元年8月1日

発行：ほほ笑み相続 山下行政書士事務所
お問い合わせ：070-3964-0144

創刊号

好評！
ちよこつと相談

7月13日、玉名市民会館会議室で、1回目の「相続ちよこつと無料相談会」を開きました。時折激しい雨が降る中、多くの方が来場されました。遺言書の書き方や、生前贈与と相続の違い、といった、身近な疑問から、家族関係の込み入ったご相談まで、ひと組あたり約1時間かけて、丁寧にお答えしました。みなさん相談の後、少しほっとした表情

初めまして！ 行政書士の山下と申します。相続を専門にしております。でも、行政書士って何する人？と思われる方も多いと思います。この「ほほ笑み通信」を通じて、行政書士を身近に感じていただけるよう、役に立つ情報をどんどん発信していきたいと思ひます。

家族信託で安心の老後

生前にできる財産の承継

「家族信託」は最近、東京など都市部で大変注目されている財産管理の方法です。大切な財産を、元気なうちに、信頼できる家族に託す（預ける）仕組みです。

これまで相続対策だと「遺言」、認知症になったら「成年後見」が有名ですが、「家族信託」によって、スムーズな次世代への引き継ぎが可能になります。

- たとえば、こんな方によく「効きます」。
- ☆認知症になったら実家を売り施設の資金に充てたい
- ☆アパートの管理を子どもに引き継ぎたい
- ☆中小企業の経営を徐々に後継者に任せたい
- ☆両親亡き後、障がいを持つ子どもの生活が心配

家族信託は、認知症や死亡という非常事態に、不動産が売れなくなったり、定期預金を解約できなくなったりするなどの不都合を避けることができます。

また「信託」と聞くと、信託銀行がイメージされ、投資やもうけ話と勘違いされますが、全く違います。（家族信託については毎号解説していきます）

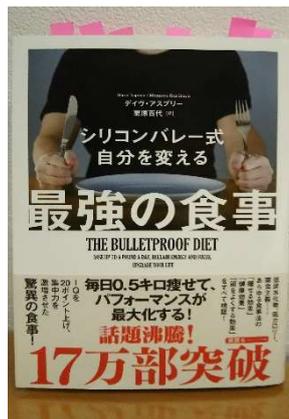


になったのが印象的でした。「相続ちよこつと無料相談会」は毎月開催します。お気軽にお越しください。

次回は、
8月10日（土）午後1時半～
玉名市民会館会議室
「空き家」をテーマに講演会を開催。
詳しくは裏面をご覧ください。お楽しみに！

やった！ -15kgダイエット成功

正月に大好物のおもちを食べ過ぎ、自分史上最重量の体重を記録。こらまずい、と2月からジョギングと「甘いもの禁止」を実行しました。順調に減っていましたが、正直きつかった。そこで知人から勧められて、6月から「バターコーヒーダイエット」(写真)に変更。ジョギングは止めましたが減量は止まらず、逆に自分史上最軽量を現在も更新中。同時にIQも上がると本には書いてありますが、そちらは実感なし(笑)



あとがき ほほ笑み通信創刊号、いかがでしたか？ 毎月、いろんな役に立つ情報を、楽しく載せていつもりです。よろしく願ひします。（託）

県北唯一の「家族信託専門士」

家族信託を取り扱うことができる専門家が、熊本では非常に少ない現状です。私は、一般社団法人家族信託普及協会が認定する「家族信託専門士」です。